

## ○男鹿水族館 GAO 実習受入要綱

当館でいう実習生とは、短期大学生(各種専門学校を含む)以上の学生で、当館の飼育展示業務の就労体験を希望し、当館の実習要綱を承諾し、必要な手続きを踏んだ者をいう。手続きに不備があった場合や当館の実習要綱に反した場合はその者の実習を受け入れない場合がある。

- 1、 実習開始希望日の2ヶ月前までの申し込み(電話での照会含む)とする。
- 2、 実習の受入は、5月～10月の間とする。  
※大型連休や繁忙期を除く
- 3、 実習期間は、7日～14日間とする。その間の休暇は、受入担当者が指定する。
- 4、 実習時間は午前8時半から午後5時半までとする。但し、指導担当が必要と認める場合はこれ以外の時間で実習を行うことがある。
- 5、 実習内容は飼育展示業務全般とする。実習生側からの指定は受け入れない。
- 6、 実習は無給とし、交通費等実習に要した費用等はすべて実習生本人の負担とする。実習期間中の宿泊施設の手配等は実習生本人の責任において行う。
- 7、 実習期間中、指導担当者及び当社社員の指示に従う。
- 8、 実習期間中、受入担当者及び、指導担当者が当館の実習生としてふさわしくないと判断した場合、実習を中止する。
- 9、 実習中に知り得た、当館の秘密情報及び、個人情報を外部に漏えいしない。
- 10、 当館の名誉を毀損するような言動及び事業を阻害するような言動をしない。
- 11、 当館に対し損害を及ぼしたとき及び、事故等を起こした場合、実習生本人及び申請者が一切の責任を負う。(※損害、事故等に対応した保険に加入している)
- 12、 実習にあたり実習生用制服、長靴、合羽を貸与する。但し、作業用の靴は実習生本人が準備する。

1 3、実習終了後、1ヶ月以内を目途に当館の館長宛てに作文を提出する。

1 4、何らかの理由で実習が不可能になった場合は、直ちに受入担当者に連絡する。

以上の項目への同意がなければ、受け入れは行わない。